

掛金

仕組みと流れ

- ① 共済契約は、県社協が、申込みをしようとする法人（経営者）から申込みを受け、これを承諾した場合に、その申込みの日において成立し、その日（契約締結日）から効力を生じます。
- ② 共済契約を締結した法人（共済契約者）は、契約締結日の属する月から、共済契約の効力がなくなった日の属する月まで、毎月所定の掛金を県社協に納入します。

○ 所定の掛金

区分	掛金額 (月額)	負担内訳		
		職員負担分 (福利厚生)	事業主負担分	
			(退職手当)	(福利厚生)
共済法適用職員	基準給与額の 10/1000	3/1000	4/1000	3/1000
共済法適用外職員	基準給与額の 6/1000	3/1000	/	3/1000

※ 掛金は、原則として当月分を当月末日（休日の場合はその前日）までに納めてください。

